

洲本市未来の担い手確保

奨学金返還支援補助金

奨学金返還額の
一部を最長5年間
補助します！

市内の事業者における人材の確保に資するとともに、UIターンを推進し、未来の担い手を対象として、高校・大学等の在学中に借り入れた奨学金返還額の一部を補助します。

【補助金の対象となる方】

- ① 洲本市内に現に居住し、住民基本台帳に記録されている方
- ② 高校・大学等の在学中に奨学金等の貸与を受け、月賦、半年賦又は年賦により奨学金等の返還を行っている方
- ③ 平成30年3月1日以後に正規従業員等となり、又はUIターンをした方で、現に正規従業員等として就労している方
- ④ 洲本市税及び国民健康保険税を滞納してない方
- ⑤ 暴力団員の関係者でない方

【提出書類 申請】

＊随時

- ① 補助金交付申請書
- ② 収支予算書
- ③ 奨学金等を貸与した機関が発行する奨学金等の貸与を証する書類
- ④ 奨学金等の返還金額を証する書類
- ⑤ 住民票の抄本
- ⑥ 正規従業員等であることを証する書類
- ⑦ 市歳入金情報に関する同意書
- ⑧ その他市長が必要と認める書類

【提出書類 実績報告・請求】 *毎年度 3月31日までに提出

注：提出がない場合補助金を支給することができません。

- ① 実績報告書
- ② 収支決算書
- ③ 奨学金等の返還の事実を証する書類
- ④ 請求書
- ⑤ その他市長が必要と認める書類

【補助率・補助限度額】

正規従業員等の就労先	補助率	補助限度額
市内の事務所	年間返還額の 1/2	9万円
市外の事務所	年間返還額の 1/3	6万円

※補助金の額に 1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てます。

※市外の事務所であっても事業者の主な事務所が市内に所在する場合は、市内の事務所とみなします。

※令和5年4月1日から兵庫県の県内企業人材確保支援事業（旧：中小企業就労者確保支援事業）を受けている事務所に就労されている方への市の支援はなくなりました。

【対象となる奨学金】

- ・独立行政法人日本学生支援機構法第14条第1項に規定する学資貸与金
- ・洲本市教育委員会奨学資金貸与規程第1条に規定する奨学資金
- ・その他市長が適当と認める奨学金等

【対象となる事業者】

- ・会社法（平成17年法律第86号）第2条第1号に規定する会社
- ・農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第2条第1項に規定する農業者
- ・水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）第10条第2項に規定する漁民
- ・私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第2条第1項に規定する商業、工業、金融業その他の事業を行う方（国及び地方公共団体を除く。）

※経済的活動を行う方に限る



お問合せ先、申請先

洲本市商工観光課 TEL：0799-24-7613 / FAX：23-0978